

安来市における社会保険等未加入対策について

平成31年3月22日

安来市では、社会保険未加入対策として平成29年4月1日より元請け及び一次下請けから社会保険等の未加入業者を排除する取組みを行っていますが、より一層の未加入対策を推進するため、下記のとおり新たな取組みを実施します。

記

1・現在の取組み(今後も継続)

(1) 市発注工事の元請契約からの排除

公共工事の発注において、社会保険等（注1）未加入業者への指名等入札参加を除外し、元請負人を加入業者（社会保険料納入確認含む。）に限定しています。

(2) 市発注工事の一次下請契約からの排除（注2）

元請業者に対し、全ての工事について、社会保険等に未加入である建設業を営む者（許可業者又は許可を受けないで建設業を営む者）との一次下請契約を禁止し、これに違反した場合は以下の措置を実施しています。

① 元請業者に対する指名停止措置

「安来市建設工事等入札参加者指名停止等措置要綱」に基づき、指名停止の措置を行います。

② 工事成績評定の減点

指名停止措置による、工事成績評定の減点を行います。

(3) 未加入業者への加入指導等

社会保険等に未加入の一次下請業者については当該建設業許可権者に通報します。

2. 新たな取組み（市発注工事の二次下請以降契約からの排除（注2））

(1) 市発注工事の全ての下請契約からの排除

社会保険等に未加入である建設業を営む（許可業者又は許可を受けないで建設業を営む者）を、二次下請以降全ての下請負人とすることを禁止し、これに違反した場合は以下の措置を実施します。

① 元請業者に対する指名停止措置

「安来市建設工事等入札参加者指名停止等措置要綱」に基づき、指名停止の措置を行います。

② 工事成績評定の減点

指名停止措置による、工事成績評定の減点を行います。

(2) 未加入業者への加入指導等

社会保険等に未加入の二次以降を含む全ての下請業者について、当該建設業許可権者に通報します。

(3) 対象工事

平成31年4月1日以降に契約する全ての市発注工事から適用します。

(注1) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

(注2) 下請契約から排除されるのは、社会保険等に未加入の業者のみです。加入している業者及び社会保険等の適用が除外される業者は除きます。